

富良野市地域おこし協力隊（地域・行政情報発信）募集要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地域おこし協力隊推進要綱、富良野市非常勤嘱託職員取扱規則（平成24年規則第8号。以下、「取扱規則」という。）及び富良野市地域おこし協力隊非常勤嘱託職員取扱規則（平成27年規則第22号。以下、「協力隊取扱規則」という。）に基づき、富良野市地域おこし協力隊（以下、「隊員」という。）の募集に関し必要事項を定める。

（活動地域の範囲）

第2条 この要領に定める地域おこし協力隊の活動地区は、富良野市全域とする。

（活動内容）

第3条 この要領に基づき隊員が行う地域づくり活動の内容は、次のとおりとする。

（1） 地域情報発信事業

- ア 地域の観光資源の発掘、魅力創造に関する業務
- イ 地域イベントの企画、運営に関する業務
- ウ 防災情報発信に関する業務
- エ 行政情報発信に関する業務
- オ 富良野市コミュニティ放送局「ラジオふらの」における地域情報番組の制作及び情報発信支援に関する業務

（2） その他、富良野市地域活性化事業

（隊員の募集条件）

第4条 隊員の募集条件は、以下のとおりとする。

- （1） 年齢、性別は不問とする
- （2） 転出地 3大都市圏、政令指定都市又は地方都市（条件不利地域を除く。）に住民登録及び居住し、委嘱後に富良野市に住民票を異動し定住できる方
- （3） 普通自動車運転免許を取得している方
- （4） パソコンの操作やホームページ等の更新ができる方
- （5） ラジオ番組の制作・編集経験がある方、または興味のある方
- （6） 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域活性化に取り組める方
- （7） 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方で、日本国籍を有する方
- （8） 任期終了後、富良野市に定住する意欲のある方

（募集人数）

第5条 隊員の募集人数は、1人とする。

（活動期間）

第6条 隊員の活動期間は、委嘱の日から平成32年3月31日までとし、1年毎に更新することができ、最長平成34年3月31日まで延長することができる。

（活動時間及び活動日）

第7条 隊員の活動時間については、取扱規則第15条の規定を準用する。ただし、隊員の活動日は、市及び活動地域の連携団体と協議のうえ決定する。

2 市長は、隊員の申し出により地域づくり活動に支障がない範囲において、定住に向けた就業活動等を認めるものとする。

(報酬等)

第8条 隊員の活動に関する報酬は、月 165,000 円とし、必要に応じて時間外勤務報酬及び休日勤務報酬を支給することができる。

2 隊員の活動が1週間 29 時間に満たない場合は、1 時間 1,390 円とし時間割り計算して支給する。

(時間外及び休日勤務並びにその報酬)

第9条 隊員の時間外及び休日勤務並びにその報酬は、取扱規則第 10 条の規定を準用し運用する。

(費用弁償)

第10条 隊員の費用弁償については、取扱規則第 14 条の規定により支給する。

(待遇等)

第11条 隊員の活動期間中の住居は、富良野市があっせんした住宅に居住する場合に限り、家賃は無償で入居できる。ただし、生活に必要な光熱水費等は隊員の負担とする。

2 隊員の生活備品等は個人で準備し、富良野市が所有する住宅の修繕等の経費負担については隊員と市がその都度協議する。

3 隊員の転入に係る費用は、個人負担とする。

4 隊員は富良野市との雇用関係を有し、健康保険の加入及び厚生年金の加入を原則とする。また、その費用は事業主と折半で負担する。

5 隊員の有給休暇については、取扱規則第 16 条の規定により付与する。

6 活動に使用するパソコン、車両については富良野市が準備し、これを貸与する。

7 その他、待遇等に関する事項は、その都度協議する。

(募集期間)

第11条 富良野市地域おこし協力隊（地域・行政情報発信）に関する募集期間は、平成 31 年 1 月 15 日から平成 31 年 2 月 15 日までとする。

(応募手続)

第12条 富良野市地域おこし協力隊（地域・行政情報発信）の応募については、次の各号で定める提出書類に必要事項を記入し、富良野市総務部企画振興課（富良野市弥生町 1 番 1 号）まで提出する。

(1) 富良野市地域おこし協力隊応募用紙

(2) 住民票（平成 31 年 1 月 15 日以降のもの）

(所管)

第13条 この要領に基づく隊員の募集担当部署は、総務部企画振興課とする。

(その他)

第14条 隊員の募集にあたり疑義が生じた場合は、応募者、総務部企画振興課及び活動地域の連携団体と協議のうえ対応する。